

自動車駐車契約書

サザンヒル八事分譲住宅管理組合を甲とし、サザンヒル八事分譲住宅居住者
を乙として、 号駐車場(以下「駐車場」という。)の利用に関し、
甲乙間に次のとおり契約を締結します。

(契約自動車)

第1条 乙が甲の駐車場に駐車できる自動車(以下「契約自動車」という。)は、次に表示する自動車とします。

(車 名)

(車両登録番号)

2 乙は、契約自動車を変更しようとするときは、事前に甲の承諾を得なければなりません。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から次回の通常総会までとします。

(利用料金)

第3条 駐車場の利用料金(以下「利用料金」という。)は月額 円とします。

(利用料金の改定)

第4条 サザンヒル八事分譲住宅管理組合規約第15条の規定に基づく「駐車場運営細則」
第8条により、利用料金の改定について、管理組合の総会で決議された場合は、利用料金を改定するものとします。

(利用料金の支払義務)

第5条 乙の利用料金の支払義務は、本契約の締結日から発生するものとします。

2 契約の開始の日の属する月又は契約終了日の属する月における駐車場の利用機関が1か月に満たないときの利用料金は、日割り計算した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとします。

3 乙は、この契約締結と同時に、本契約の締結の日の属する月の利用料金を甲に支払い、以降毎月25日までに当月分を甲の定める方法により甲に支払うものとします。

4 乙は、乙の責めに帰すべき理由により、利用料金の全部又は一部の支払を遅延したときは、その支払の遅延した額について、その遅延した期間の日数に応じ、年10.95パーセント(日歩3銭)の割合により算定した額を遅延利息として甲に支払わなければなりません。

(利用上の義務)

第6条 乙は、駐車場の利用に際し、別に定める駐車場運営細則及び甲の指示を遵守しなければなりません。

(工作等の禁止)

第7条 乙は、駐車場内の設備及び敷地に一切の工作を行ってはなりません。

2 乙は、駐車場内に契約した自動車以外の一切の物品等を保管・放置してはなりません。

(乙の損害賠償義務)

第8条 乙又は契約自動車の運転者その他乙の関係者が故意又は過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければなりません。

(甲に対する通知)

第9条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を文書により甲に通知しなければなりません。

- 一 乙が、姓名を変更したとき。
- 二 乙が、駐車場を 1 か月以上利用しないとき。

(乙の免責)

第10条 乙が駐車場の利用により被った損害については、甲の故意又は重大な過失がある場合を除き、甲は一切その責めを負いません。

(利用権の譲渡禁止)

第11条 乙は、駐車場を転貸し、又はこの契約上の権利を譲渡してはなりません。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告によらないで直ちにこの契約を解除し、又はこの契約の更新を拒絶することができるものとします。

- 一 駐車場の利用申込書に虚偽の事項を記載し、その他不正な手段により駐車場を利用しているとき。
- 二 利用料金を 3 か月以上滞納したとき。
- 三 乙が契約自動車の駐車以外の目的をもって駐車場を利用したとき。
- 四 長期不在などにより駐車場の利用を継続する意思がないと甲が認めたとき。
- 五 サザンヒル八事分譲住宅を退去したとき。
- 六 その他この契約に違反したとき。

2 乙は、前項の規定により、甲がこの契約を解除し、又はこの契約の更新を拒絶したときは直ちに、駐車場を空け、これを甲に返還しなければなりません。

(解約)

第13条 乙は、この契約期間中に解約しようとするときは、申の定める解約届を甲に提出するものとし、その解約届に記載された解約日をもって、この契約は解除されるものとします。

2 乙が解約届を甲に提出しないで駐車場を利用しなくなった場合には、甲が乙の利用しなくなった事実を知った日の翌日から14日日をもってこの契約は解除されるものとします。

(駐車場の明け渡し)

第14条 前条の解約又は第2条によりこの契約が終了したときは、乙が契約終了日までに駐車場を空け、これを甲に返還しなければなりません。

(不正利用による損害賠償)

第15条 乙が第12条第2項又は前条の駐車場明け渡し義務を怠ったときは、契約終了日の翌日から明け渡しの日まで利用料金相当額の3倍の損害金を甲に支払わなければなりません。

(保守点検等の際の協力義務)

第16条 乙は、甲が駐車場の保守点検又は改修工事等を行う場合は、甲に協力しなければなりません。

この契約の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有します。

令和 年 月 日

甲 住 所 名古屋市昭和区滝川町47番地の147
サザンヒル八事分譲住宅管理組合
氏 名 理事長 印

乙 住 所 名古屋市昭和区滝川町47番地の147
サザンヒル八事 棟 号室
氏 名 印